

平成28年度第4回北杜市図書館協議会会議録

- (1) 会議名：平成28年度第4回北杜市図書館協議会
- (2) 開催日時：平成29年2月23日（木）午後1時30分～午後3時20分
- (3) 開催場所：北杜市金田一春彦記念図書館 SVホール
- (4) 出席者： 協議委員 柴山 裕子／山中 長壽／手塚 正子／竹田 和美／
須田 由美子／中山 洋美／金子 朋子／齋木 久壽
事務局 浅川教育部長／ 花輪図書館長／ 長谷川 誠・
相吉 悠（総務担当）／鈴木 真由美(すたま森の図書館)／
鈴木 規（ライブラリーはくしゅう）
- (5) 議題： (1) 掲示物の取り扱いについて
(2) 北杜市図書館雑誌スポンサー制度設置要綱について
(3) その他

報告： (1) 各図書館の近況報告について
(2) その他
- (6) 公開・非公開の別：公開
- (7) 該当なし
- (8) 傍聴人の数：9人
- (9) 審議内容

議 題

1月に図書館協議会委員で8図書館を回ったことについて

委員：8図書館いろいろな個性が感じられた。各館が展示などよく工夫をしている。複合施設の場合は、他の施設と協力し合っている様子も感じられた。子どもたちの姿もよく利用されている

委員：各館ともスペースなど違うなかで工夫がみられた。明野図書館については、今の状態よりも前進できるようなことを考えてもらえないかと強く思った。ながさか図書館では学校図書館との連携を密にしている様子も感じられた。北杜高校の生徒のビブリオバトル全国優勝という形で花が咲いたのだと思う。

委員：館によっては、規模など含め格差があるのかなと感じた。もっともっと利用してもらえるような。学校との連携、地域との連携を強めていてもらいたい。

委員：1館あたり20分ほどの時間だったが、司書の方たちが一生懸命やっているのがよく分かった。8館同時に回ると図書館の状況がよく分かるので、ぜひ委員さんが交代して最初のときにこういう機会を持ってもらえるといいと思う。明野図書館については皆なんとかしないといけないのではないかと感じたのではないか。子どもたちの居場所がないという状況もあるので、ぜひ改善を考えていってもらいたい。

(1) 掲示物の取り扱いについて

事務局：前回の協議会でのご意見を受け、掲示物の取り扱いの基準について事務局で検討した案を提示させていただく。基本的な考え方としては、まず掲示できないものを列記し、それ以外は基本的には掲示OKという考え方をとった。1部は地域資料として保存していく。

具体的な基準、取り扱いのあり方については、館内に掲示できないものについては、

- ① 特定の宗教団体の宗教活動に関するもの
- ② 特定の政治団体の政治活動に関するもの
- ③ 商業活動に関するもの
- ④ 公序秩序に反するもの
- ⑤ 誹謗中傷、反社会的なもの
- ⑥ 掲示目的及び内容が不明確なもの
- ⑦ 掲示依頼者または責任者が特定できないもの。また、連絡先等が不明のもの
- ⑧ 個人の宣伝・主義主張に関するもの

掲示の優先順位については

- ① 公的機関（市・県・国等）から発行された掲示物
 - ② 市内の個人・団体等から発行された掲示物及び市内で開催される事業の案内
 - ③ その他の掲示物
- の順とする。

掲示の申請については

- ① 「掲示の優先順位」のうち、①以外については、所定の様式に掲示物申請書に申込者の氏名、連絡先、掲示期間等を記載して申請する。

- ② 申請は掲示を希望する都度行う。
- ③ 定期刊行物については通年での掲示申請を受け付けるが、「掲示できないもの」に該当する号は掲示できない。
- ④ 館内での掲示ができない場合は申請者にその旨を連絡する。

館内掲示期間については

- ① 館内掲示期間は許可の日から最長2カ月とし、同一掲示物での延長は認めない。
- ② 申込み期限等があるものについては、期限がきたら図書館で撤去する。
- ③ 汚損等した場合は、期限前でも撤去することがある。

掲示物の取り扱いについては

- ① 掲示物の破損及び紛失等についての弁償は行わない。
- ② 館内での掲示方法については職員に一任する。
- ③ 図書館は申請のあった掲示物のうち必要と認めるものは地域資料として所蔵することができる。

掲示物については以上のような取り扱いを考えている。

会 長：まずは館内に掲示できないものについて基準を示してあるが、この点についてご意見いただきたい。

委 員：商業活動に関するものとあるが、かなり範囲が広いように感じるが、たとえば100円でも200円でもお金を徴収するものは商業活動ということになるのか。

事務局：体験教室、ワークショップ、習い事など生涯学習の一環として考えている。参加費や材料費といったものをとったとしても、商業活動には含めないものとする。物販の販売など明らかに利益を目的としたものを商業活動として考えている。

委 員：通信制の大学や専門学校、放送大学などの募集要項などは掲示可能なのか。

事務局：学校などは公的機関であるので、優先順位にでているように優先的に取り扱うものとして考えている。

委 員：それは私立の学校でも同じか。

事務局：優先的に取り扱うかどうかは別として、教育機関のチラシ等は掲示可能と考えている。

委 員：商業活動という判断はかなりグレーゾーンが多い気がする。

- 部 長：営利かどうかという判断が一番の基準であると考え。イベントでも材料費や資料代であればお金をとってでも営利とはみなさないが、金額が大きくて主催者に利益が出るものについては、営利を目的にしたものと考えられるのではないか。
- 委 員：個人でやっている教室などを商業活動としてとらえるのか、生涯学習の活動としてとらえるのかはとても難しい問題が残るのではないか。
- 委 員：この基準で現場の人たちは、迷うことなく判断できるのか。
- 委 員：判断に迷う部分については、協議するという事項もあるので、基準上は案のようにしておいて、判断が迷う部分は協議をして決めていくということでもいいのではないか。あまり細かく決めすぎると煩雑になったり、余計に判断がしにくくなる面もあるのではないか。
- 委 員：現場の人が困らないのなら構わない。
- 委 員：掲示できないものの①と②に「特定の宗教団体」、「特定の政治団体」という表現があるが、この文言は必要か？どういう意味か。
- 事務局：「特定」という意味は、「一つの」という意味で使っている。仏教やキリスト教などという広い一般的な意味ではなく、個別の団体という意味である。個別の団体全てを対象としており、こちらの団体はよくて、他の団体は許可しないなどという意味ではない。
- 部 長：そのうえで宗教活動については政教分離の原則にひっかかるようなものはダメであるが、宗教団体が主催するイベントのようなもののチラシということであれば、宗教活動とはみなされないので可ということになる。
- 委 員：イベントなどのチラシは可ということであるが、それ自体は確かに布教などの宗教活動ではないかもしれないが、どの宗教団体もそうしたイベントを行う背景には、布教などといった宗教活動があるのではないか。
- 会 長：確かに宗教団体が行う地域の人向けのイベントなどの背景には、布教などの宗教的な意図があるのかもしれないが、このイベント自体に参加することで直接的に勧誘されるとかいうものでなければいいのではないか。宗教活動については主に布教活動ととらえることができるが、政治活動については事務局の見解を教えてもらいたい。
- 事務局：「政治活動」という言葉ではないのだが、「政治運動」については広辞苑では「一定の目的又は要求の実現を掲げ、政治状況の変革、政権への抵抗、政策案の提示、あるいは政権の獲得を期して展開される行動」とある。住民運動などはあたらないと考えられる。
- 会 長：これも政権の転覆や日本を変えてしまうような運動でない限りいいのではないか。やはり誤解を与えやすい「特定の」という文言を抜くかたちにし

ていただいたうえで、この8つの条件でよいか。

委員：了承した。

会長：続いて掲示の優先順位についてであるが、

①の公的機関（市・県・国等）の等の部分に先ほど話したのでた学校や報道機関などが入るのかと思うが、事務局の見解を求める。

事務局：国・地方公共団体とこれに関係する機関、新聞やテレビなどの報道機関、病院・診療所などの医療機関、大学・学校などの教育機関などを公的機関ととらえていきたい。

委員：放送大学や通信教育などは学校教育機関となるかと思うが、幼稚園なども学校教育機関ととらえれば、公的機関と考えてよいと思うがいかがか。

事務局：幼稚園についても公的機関と考えている。

会長：国や地方公共団体だけでなく、報道機関・医療機関・教育機関と広く公共機関ととらえるという説明があったがこれでよろしい。

委員：了承した。

会長：2番目に市内の個人・団体等から発行された掲示物及び市内で開催される事業の案内が優先され、続いて北杜市以外から発行されたもの、市外で開催される事業の案内という掲示順位ということだが、これについていかがか。

委員：基準の書き方の部分であるが、最初にいきなり掲示できないものが列記されているが、まずは「社会教育や生涯学習の振興に資するもの」などの掲示の目的が最初に記載されるべきではないか。それから優先順位がきて、続いて掲示できないものの基準という記載の仕方がいいのではないか。

会長：案では、最初に情報発信のためという文言になっているが、社会教育や生涯学習に資するなどの文言を追加して目的を明確にしてもらいたい。

委員：掲示できないものの4つ目が公序秩序に反するとなっているが公序良俗ではないか。

事務局：公序良俗に修正する。

会長：掲示の申請については、定めている部分については、公的機関以外については、所定の様式に掲示物申請書に申込者の氏名、連絡先、掲示期間等を記載して申請する。申請は掲示を希望する都度行う。定期刊行物については通年での掲示申請を受け付けるが、「掲示できないもの」に該当する号は掲示できない。館内での掲示ができない場合は申請者にその旨を連絡する。との案であるが、これについてはいかがか。

- 委員：配布物を受付ける枚数の制限は設けなくてもよいか。
- 会長：これについて実際に図書館で働く現場の職員の意見はどうか。
- 司書：スペースが限られているので、あまり多く持ってこられても困る場合がある。その場合には、設置箇所にはこちらで枚数を調節して配置している。
- 事務局：8館ごとにスペースなどの状況が違うので、枚数などの一律の制限が大変難しい。そこで掲示物の取り扱いについては職員に一任するという文言をいれ、設置する枚数等は各館ごとに対応できるようにしている。
- 会長：確かに各館の状況が違うので、申請の枚数の制限はもうけないということでもいいか。
- 委員：了承した。
- 会長：定期刊行物についてはこれまでどおり申請を受け付けるが、なかに先ほどの掲示できないものに該当するものがあれば、定期刊行物の許可が出ていたとしても掲示はできないということであったが、これについてはご意見があるか。
- 委員：定期刊行物についてだけでなく、今回の基準に則って掲示できないものを判断するのは、図書館長なのかそれとももっと上の立場の人が判断するのか。
- 事務局：基本的には図書館として図書館長の責任で判断することになると思うが、判断の難しいものについては、組織なので上に相談することになると思う。
- 委員：特に定期刊行物については一度許可をしている側面があり、それを掲示できないと判断する場合には相手方とトラブルになる可能性があるのではないか。
- 事務局：定期刊行物についても中身について検閲を行うということではなく、あくまでも掲示できないものとして定める8項目に触れるものがあるか毎号確認だけはさせていただくというスタンスである。各館での受け付けの際にも、定期刊行物についても掲示できない場合がある旨を伝えるようにする。
- 委員：現在のところ、すでに宗教団体から定期的に送られてくる冊子などはないのか。
- 事務局：いまのところはない。定期刊行物ではないが市内に本部をもつ宗教団体から教団の本を寄贈したいというお話しはあった。地域に関わる部分でもあるので、寄贈を受けて所蔵している例はある。
- 委員：判断する場というものを記載しなくていいのか。

部 長：判断する主体は一義的には図書館長ということになるが、判断が難しい場合にはもちろん上司である私に相談してもらうこともできるが、今回こうして明確な基準を定めることで、難しい事案の場合には市の顧問弁護士に相談することもできるかと思う。政治的なものや宗教的なもので現場で判断しづらいものについては、その場で判断を下すのではなく、判断は保留にしておいて、そうしたルートで相談をしながら判断を下していくことになる。

会 長：当然本当に難しい判断が必要になるものについては、法律の専門家にまでいくことはあるかと思うが、まずは図書館での判断が基本になるのだと思う。本の購入にあたっては、選書会議というものを職員で行って購入していると聞いている。掲示物の申請の判断についても、館長が個人で判断するのではなく、そのような組織を作って複数人で判断していくことはできないか。

事務局：図書館内での判断のあり方については検討する。

会 長：続いて掲示の期間については、これまで期限はなかったが今回最長2ヶ月という制限を設けることについてはいかがか。

委 員：2ヶ月という数字に何か根拠はあるのか。

事務局：北杜市図書館の場合は、掲示の申請が多い。一方で各館の掲示スペースは非常に限られたもので、今でも重なり合っただけで見えないような状態で設置している場合も多く、ある程度の期間の制限は必要と考え、2ヶ月に設定した。

委 員：2ヶ月は長すぎないか

委 員：申し込み制のイベントなどだとある程度の周知期間が必要なことを考えれば2ヶ月ぐらいが適当ではないか。

委 員：制限を設けた場合に期限がきたものを撤去するのはどのように処理していく予定か。

事務局：申請書には受付日、許可日は入れて各館には送るようにするが、チラシ自体に期限の日付を入れられるものではないので、どうすれば期限が来た掲示物が各館で判断できるか検討する。

委 員：期限が来たら、申請者が責任を持って取りにくるということにはできないのか。

事務局：北杜市の場合は8館あるので、全部まわって取りにってもらうことは難しいと考えている。こちらでも最初は申請者に回収してもらうことを考えていたが、申請者が回収に来たときに対応しなくてはならずそのほ

うが現場的は手間になってしまうという意見が各館からは強かったため、図書館サイドで処理するということにしてある。

委員：図書館の責任で掲示を許可したものであれば、図書館側で処理することが妥当なあり方ではないか。

会長：一応期限を決めておいて、新しく申請されたものも設置できるようにしておいて、職員の方の負担にならないようなやり方で弾力的に運用していってもらいたい。

会長：地域資料として所蔵する場合もあるというのは、さまざまな団体の会報など想定して、貴重な地域資料として保存をしていくということだろうと考える。これも図書館の大事な役割と考える。

ひととおり原案を見てきたが委員から何かあるか

委員：図書館以外にも市内にはたくさんの公共施設がある。今回図書館ではこのように基準を定めたが、他の施設とこうした掲示物の取り扱いに差異があってはあまりよくないのではないか。他の部署ともこの点について協議をしてもらう必要があるのではないか

部長：市内施設でのチラシ等の取り扱いについては、議会でも質問があり、総務部長からは各課での判断で行っていく旨回答している。施設それぞれに農業振興、観光振興など設置目的が違うので、市内施設全てが同じ基準というわけにはいかない。

会長：市内施設全てが同じ基準でいかないということは分かるが、複合施設については一つの施設のなかで掲示物の取り扱いが違くと利用者は混乱しやすい。施設内で基準を統一できないのであれば、図書館としてはこうした基準で取り扱っていますということを利用者に明確に示して今後運用をしていっていただきたい。

会長：ここで出た意見をもとに原案の修正を行っていただきたい。修正されたものを各委員に送っていただき、修正があれば事務局に伝えるということで最終的な基準をつくっていただきたい。

事務局：了解した。

会長：掲示物の申請をしている利用者の方から、利用者からのヒアリングをしてもらいたいという要望があった。今回、こうした基準を改めて作るので、4月からこの基準に則って運用をしていくなかで、何か問題が起きてきたときには、利用者からのヒアリングを行っていくことにしたいがいかがか。

委員：異議なし。

(2) 北杜市図書館雑誌スポンサー制度設置要綱について

＊事務局より要綱の骨子、概要について説明

- この事業の概要は、図書館と事業者等との連携により、多くの図書館資料を確保することにより、利用者のサービスの向上を図るため、北杜市図書館が所有する雑誌のカバーを広告媒体として活用し、事業者等から雑誌の提供を受けるもの。
- 「雑誌スポンサー」、法人若しくは団体又は個人が対象となる。
- 広告の位置は、雑誌のカバーの表面に雑誌スポンサー名、裏面に広告を表示する。
- 広告の期間は、教育委員会が決定した日の翌日から当該決定をした日の属する年度末まで。
- 当該雑誌スポンサーは、教育委員会があらかじめ指定した期日までに所定の場所に雑誌を納入しなければならない。
- 雑誌スポンサーは、原則として図書館が指定する市内の納入業者から購入する。ただし、雑誌スポンサーの事情により、図書館が指定した方法で購入が困難な場合は、あらかじめ教育委員会と協議する。
- 広告のデザインの作成、その他広告の表示、雑誌の納入に要する費用は、全額雑誌スポンサーの負担とする。

委員：どのようにこの制度を周知していく予定か。

事務局：やまね便りやホームページ、市の広報などを通じて積極的に周知していく。

会長：この制度は個人も門戸が開かれているのが特徴なので、ぜひ個人にも協力をお願いしたい。当然企業にも積極的に営業をかけてもらいたい。

委員：条例と規則と要綱などの関係性はどうなっているのか

部長：条例については法的根拠があるものであり、それを補完するためにつくられるものが規則や要綱。要綱については個々の事業を運用するための手続きを定めるものである。

委員：制定文のなかで「より」が重なるところがあるので、言い回しを直したほうがいいのではないか。

事務局：修正する。

委員：スポンサーになれる人は市民に限らないということでもいいか。

事務局：この事業の趣旨に賛同し協力してくださる方であれば、市内在住かどうかは問わない。

委 員：納入までの流れはどうなるのか。

事務局：市内の図書納入組合を通して購入すれば、組合が図書館に納入してくれるので、スポンサー自らが図書館に納入する必要はない。

委 員：雑誌カバーに名前を入れたくない人はいれなくてもいいということか。

事務局：名前をいれたくないという方については、雑誌カバーの表紙にこの雑誌はスポンサーから納入してもらっている雑誌であるという旨の一文だけ入れるようにしていく。

委 員：申請書は各図書館にあるということか。

事務局：各図書館で受け付ける。

会 長：4月からの運用に向けて頑張っていたきたい。

報 告

(1) 各図書館の近況報告について

*各図書館で行った事業、今後予定している事業について資料をもとに説明

以上